

まずは耐震診断を受けてみませんか!?

～令和3年度雲仙市安全・安心住まいづくり支援事業～

雲仙市では、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の

耐震診断に係る費用に対し補助をしています。

日本は世界でも有数の地震国です。今まで想定されていなかった地域で大地震が発生するなど、大地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。身近に起こりうる地震について考え直すきっかけとして、お住まいの住宅の耐震診断を実施してみたいかがででしょうか!?

■耐震診断とは？

お住まいの住宅が地震に対して、どの程度強いのか、弱いのかを、図面や現地の調査を実施し、住宅の耐震性を数値化します。

■補助額は？

耐震診断に係る費用61,500円に対し、41,000円を補助します。

自己負担額は **20,500円** です。

■対象となる住宅

市内にある昭和56年5月31日以前に建てられた木造3階建て以下の戸建て住宅で、延べ面積の過半の部分が、住宅用に使われているもの

(平成12年6月1日以降に増築された住宅は対象になりません。)

■補助対象者

対象となる住宅の所有者または相続人、かつ、次のいずれかに該当する者

- ①現にその住宅に居住する人
- ②現にその住居に居住していない者で、耐震診断等の後に居住することが確実である者

※市税（国保税などを含む）の未納がある場合は、補助金の交付が制限されます。

さらに!!

上記「耐震診断」の結果、耐震性が低いと診断された住宅には、耐震改修計画作成（図面作成）費用の補助制度があります。

補助額 作成費用の2/3（上限70,000円）

また、耐震改修計画に基づく耐震改修工事（診断の結果耐震基準に適合しない住宅を撤去した土地で行う新築工事を含む。）費用の補助制度もあります。

補助額 工事費用の3/4（上限900,000円）

申請受付：令和3年12月24日（金）まで（予算がなくなり次第終了させていただきます）

（注意事項） ・補助金交付決定前に契約された場合は、補助の対象となりません

・令和4年2月末までに事業を完了すること

※その他にも要件があります



詳しくは建築課へお問い合わせください

（建築課は吾妻庁舎 別館2階です。）

雲仙市 建設部 建築課

電話 0957-38-3111